

船舶事故調査報告書

令和8年4月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和7年4月10日 04時20分頃
発生場所	北海道北見市 ^{さかえうら} 栄浦漁港 浜佐呂間港北波堤灯台から真方位038° 2.8海里付近 (概位 北緯44° 07.8′ 東経143° 58.1′)
事故の概要	漁船第八十八御幸丸 ^{みゆき} が防波堤に接近中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和7年4月15日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八十八御幸丸、3.2トン HK3-133015（漁船登録番号）、一般社団法人北海道漁船 リース ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力276kW、回転数 毎分2,810、6気筒、ボア115mm、使用燃料軽油、令和6年 3月機関製造、令和6年4月6日進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 乗組員A
負傷者	重傷 1人（乗組員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風速 2～3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.1m 日出時刻：04時50分頃
事故の経過	<p>本船は、船長及び乗組員Aほか1人が乗り組み、栄浦漁港を出航中であつた。</p> <p>船長は、作業に使用する散水ホースを忘れたことを思い出したので、帰航しようと減速するために主機操縦レバーを後進に操作した。</p> <p>船長は、本船が思うように減速しなかつたので、主機を停止しようとしたが、ドライブユニットに不具合を生じさせるおそれがあつたので断念した。本船が前進を続けて、回避する余裕がないまま、右舷船首部が防波堤に近づいた。</p> <p>乗組員Aは、本船の右舷船首部が防波堤に接近したので、防舷材を手にとって移動させながら、防波堤と船体の間に防舷材を入れて船体を保護しようとしたが、防舷材を固縛するロープを^{ほど}解くことができず、防舷材を移動させることができなかつた。</p> <p>乗組員Aは、右舷船首部に戻って衝突の衝撃を緩和しようとして右手を防波堤側へ出したところ、右手が船体と防波堤との間に挟まれて負傷した。</p>

船長は、乗組員 A を甲板上に横たわらせて、介抱することを他の乗組員に指示した。

(図 1、2 参照)

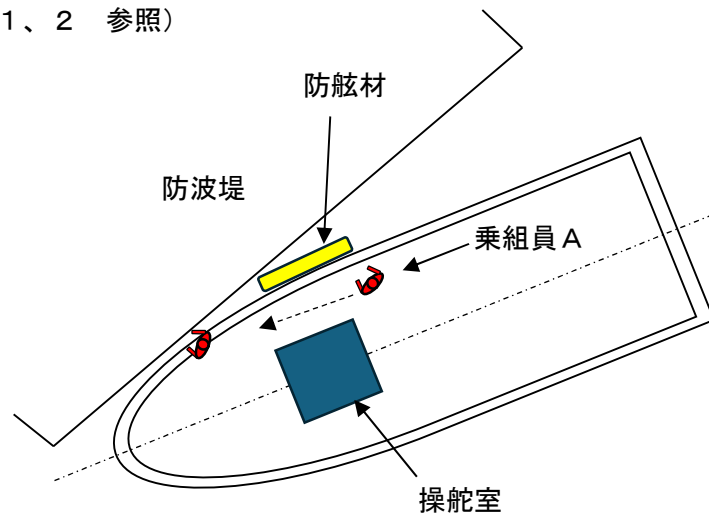


図 1 乗組員 A が負傷に至った状況



図 2 事故発生場所概略図

(海上保安庁ホームページの海洋状況表示システム (海しる) *1 を使用して作成)

本船は、栄浦漁港にえい航された。

乗組員 A は、その後、搬送された北海道網走市内の病院では処置できず、北見市内の病院に移され、右橈骨尺骨開放骨折と診断されて

*1 「海しる (海洋状況表示システム)」とは、海洋関係機関が収集・保有している海洋情報を集約し、衛星情報や海上気象の情報などを地図上で重ね合わせて表示させる海上保安庁によるインターネットサービスをいう。
URL : <https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html/>

	<p>入院した。</p> <p>機関修理会社担当者は、本事故後に本船が後進できなかった状況を調査したところ、プロペラ締付けナットの割ピンが脱落したことで締付けナットが緩み、プロペラが空回りして外れる寸前であることが判明した。</p> <p>船長は、出港前、着岸時において舷外に身体を出さないことを乗組員に注意していた。</p> <p>船長は、発航前に船体を点検したものの、ドライブユニットのプロペラを細部にわたって点検していなかった。</p>
分析	<p>本船は、防波堤に接近する際にあらかじめ移動可能な防舷材が用意されていなかったことから、ふだんから、船体保護のために防舷材が有効に使用されていなかったものと考えられる。</p> <p>このため、乗組員Aは、本船が防波堤に衝突する衝撃を緩和しようとした際、防舷材ではなく、自らの右手を防波堤側に出したことから、右手が船体と防波堤との間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、発航前にプロペラを詳細に点検していなかったことから、プロペラ締付けナットの割ピンが脱落していることに気付かず、本船が、防波堤に接近する際、後進がかからなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が防波堤に接近する際、乗組員Aが、防舷材を準備しないまま、後進がかからない本船が防波堤に衝突する衝撃を緩和しようと右手を防波堤側に出したため、右手が船体と防波堤との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長及び乗組員は、着岸時、岸壁と舷側の間における挟まれ事故防止のため、舷外に手等を出さないこと。 ・ 小型船舶の船長は、帰航する際、あらかじめ着岸舷に移動可能な防舷材を用意しておくこと。 ・ 小型船舶の船長は、発航前検査において、船内外機のプロペラに割ピンが取り付けられているかなど、推進装置の状態を細部にわたって点検すること。